

協力会社標準見積要項

総 則

〔1〕工事の施工

1. 目的

この協力会社標準見積要項（以下「見積要項」という）は、戸田道路株式会社（以下「元請負人」という）が注文する工事の施工に関し、見積提出者（以下「下請負人」という）の見積条件を示す。（元請負人と下請負人を合わせて以下両者という。）

2. 見積り

下請負人は、元請負人の図面、仕様書、施工計画書、組立図、関連する法規、ISO 要求事項、見積書、見積条件書及び協力会社安全衛生管理規則に記載されている事項の他、この見積要項に従って見積りを行う。

3. 作業所打合せ・現地調査

- （1） 下請負人は、見積りに際して、元請負人の作業所長または担当者と十分に打合せを行う。
- （2） 下請負人は、第2項（見積り）に記載の有無に拘らず確認できない事項は自ら現地を調査する。

4. 施工条件等の確認

下請負人は、元請負人の作業所長または担当者と下記事項の打合せを行い、施工条件等の内容を確認する。

- （1） 図面、仕様書、見積条件書
- （2） 施工計画
- （3） 工程表
- （4） 品質管理計画
- （5） 環境管理計画
- （6） 安全衛生管理計画
- （7） 関連法規制等、その他必要とする事項

5. 施工の範囲

下請負人は、第2項（見積り）に記載されていない事項について、施工上必要なものは、元請負人と協議する。

6. 建設業の許可

- （1） 下請負人は、見積りの工種に関わる建設業の許可を取得していること。また、再下請負させる場合は、再下請負人等についても工種に関わる建設業の許可を取得しているものを使用する。
- （2） 下請負人は、建設業許可標識を元請負人の指示する様式で提出する。また、再下請負させる場合は、再下請負人等の建設業許可標識も提出する。

7. 一括下請負の禁止

下請負人は、工事を一括して下請負させない。また、再下請負人等にも一括して下請負させてはならない。

8. 施工体制

- （1） 下請負人は、工事施工前に元請負人の指示する書式により施工体制台帳を提出する。また、再下請負させる場合は、再下請負人分を取りまとめて元請負人に提出する。なお、提出にあたっては、下請負契約金額入りの下請負契約書等元請負人の指示する書類を添付する。
- （2） 下請負人は、作業所に下請負人と雇用関係のある主任技術者を専任し配置する。また、再下請負させる場合は、再下請負人等にも雇用関係にある主任技術者を専任し配置させる。

9. 有資格者の配置

下請負人は、法令に定められた有資格者を配置する。

10. 工事打合せ

- （1） 下請負人は、着工に先立ち元請負人と工程、施工計画、品質管理計画、環境管理計画及び安全衛生管理計画その他について打合せを行い、その指示に従う。
- （2） 下請負人は、作業内容について、安全作業打合せ会に出席し、「作業安全指示書／作業日誌」で確認する。
- （3） 下請負人は、作業終了後に、「作業員就労及び終了（無災害）報告書」に全作業員の無災害を確認し記入する。

11. 作業計画書等

- （1） 下請負人は、施工に関するものについて工事着手前に、作業内容、手順、要点を示した作業手順書を元請負人の作業所に提出し、作業所長の承認を受ける。
- （2） 下請負人は、施工に際し元請負人の請求がある場合、作業計画書を元請負人の作業所に提出し、作業所長の承認を受ける。

- （3） 下請負人は、工事着手前に、安全書類を元請負人の様式により作業所に提出し、作業所長の承認を受ける。

12. 工期及び作業時間

- （1） 下請負人は、工期、休日及び作業時間について、元請負人の指示に従うものとする。
- （2） 下請負人の責に帰する理由により工事が遅延した場合は、元請負人と協議して増員または時間外作業を行うものとし、その費用は、下請負人の負担とする。
- （3） 元請負人の責に帰する理由により増員または時間外作業を要請した場合、下請負人はこれに協力するものとし、それによって請負代金額を変更する必要があるときは、両者協議する。

13. 条件変更

- （1） 契約の前提となる条件または契約内容に追加もしくは変更があった場合は、この見積要項にしたがって精算するものとし、必要と認められるときは、かかる精算金額に基づく追加または変更工事契約書を締結する。
- （2） 前項の場合において、必要と認められるときは、工期の変更について両者協議して定める。
- （3） 前項の協議が整わないときは両者間において締結される工事下請契約約款にしたがって解決するものとする。

14. 支給材・貸与材

- （1） 支給材または貸与材の受け渡しは、品種、時期、場所、数量、方法等について、両者協議する。
- （2） 受け渡した支給材または貸与材の使用と保管は、下請負人の責任において行い、損傷または滅失により生じた損害は、原則として、下請負人の負担とする。
- （3） 下請負人は、支給材または貸与材が、余った場合及び使用済みとなった場合は、清掃、整備を行い元請負人の指定する場所に返却する。

15. 持込材料

- （1） 下請負人は、持込材料の搬入に際して、事前に搬入経路、荷卸し場所、作業場所、搬入期日、数量等について元請負人と打合せを行い、その指示に従う。
- （2） 下請負人は、持込材料の維持、管理を責任をもって行う。

16. 使用機器

- （1） 下請負人の施工に必要な機械、器具、燃料等は、原則として、下請負人の負担とする。
- （2） 下請負人は、持込機械について、関連ある法規を満足し入場前に整備点検を行い、元請負人の作業所長に持込機械使用届けを提出する。
- （3） 下請負人は、機械の使用に当り、日常及び定期に点検整備を行い、保守管理に努める。運転者、合図者、玉掛者等は、必要な資格に応じた免許または技能講習修了者で、かつ就労前に新規入場者教育を受けた者とする。
- （4） 下請負人は、元請負人の貸与する使用機器等の点検整備を常に行い、保守管理に努める。また、損傷した場合の費用は、両者協議する。
- （5） 元請負人の貸与する使用機器等の運転者、合図者、玉掛者及び荷卸し作業等の費用は、下請負人の負担とする。
- （6） 下請負人は、持込測定機器について、持込前に点検整備を行い、検査成績表等を元請負人に提出する。
- （7） 下請負人が作業に使用する玉掛けワイヤーは、原則として12mm以上とし、それ未満のワイヤーを使用する際は作業所長の許可を得る。

17. 測量

- （1） 基本測量は、元請負人が行う。
- （2） 下請負人の施工に必要な細部測量は、両者協議する。

18. 小運搬

- （1） 工事材料及び使用機器等の垂直、水平の小運搬は、原則として、下請負人の負担とする。
- （2） 元請負人の資材置場と施工場所が著しく離れている場合等、特殊条件がある場合は、両者協議する。

19. 保安施設

- （1） 工事中看板、標識、指示板、バリケード、カラーコーン、フェンス等必要な保安施設は、原則として、元請負人が支給する。ただし、毎回行う設置、移動、撤去、片付けの費用は、下請負人の負担とする。
- （2） 元請負人が支給する看板等諸施設を粗雑な扱いにより破損した場合の修理、または補充に要する費用は、下請負人の負担とする。

20. 手元

工事の施工管理に必要な手元は、両者協議する。

21. 養生

- （1） 下請負人は、工事施工上必要な保護、養生を、作業手順書に従い実施し、原則として、当該工事完了までの費用を負担する。
- （2） 振動、騒音、飛散、流出等が懸念される工事での養生及び費用は、両者協議する。
- （3） 下請負人の責に帰する養生不備等により生じた変質、破損及び汚損等の損害は、下請負人の負担とする。

2 2. 整理・清掃・後片付け

- (1) 下請負人は、工事材料、使用機器及び作業場所の整理、清掃、後片付けを常に行い、その費用は、下請負人の負担とする。
- (2) 下請負人は、元請負人の定める一斉清掃を作業員全員参加で行い、その費用は、下請負人の負担とする。

2 3. 分別・集積

- (1) 下請負人が持ち込む工事材料、使用機器等の搬入用梱包材は、必要最小限のものとする。
- (2) 下請負人は、梱包材を再使用する場合を除き荷解き後すみやかに元請負人の指定する場所に分別、集積する。その費用は、下請負人の負担とする。
- (3) 下請負人は、作業で生じる残材、屑等を整理の上、元請負人の指示する場所に毎日分別、集積する。その費用は、下請負人の負担とする。

2 4. 産業廃棄物

産業廃棄物の収集運搬、処分は、下請負人が持ち込む材料等により生じた産業廃棄物も含めて、元請負人が委託契約した収集運搬及び処分会社により、元請負人の費用負担にて適正に処分する。

2 5. 工程内検査・試験

- (1) 下請負人は、工程進捗状況に応じて元請負人の検査担当者の工程内検査を受け、それらの検査が終了するまで次の工程に進まない。
- (2) 下請負人は、元請負人が指示したときは工事の目的物又は工事材料の試験を行い、その記録を元請負人に提出するものとし、その費用は、下請負人の負担とする。

2 6. 不適合製品の管理

下請負人は、工程内検査等の結果、工事材料等の不適合及び施工時不具合が発見された場合、元請負人の指示により処置する。その費用は、両者協議する。

2 7. 立替

元請負人は、下請負人の施工に際し、必要な費用を立替える場合、原則として、事前に下請負人に報告し、支払金で相殺する。

2 8. 遅延

元請負人は、下請負人の責に帰する理由により、工期内に工事を完成することができない場合、下請負人から損害金を徴収することができる。その金額は、両者協議する。

2 9. 精算

- (1) 特記なき限り、契約条件及び契約単価（契約に際して下請負人が提出した最終見積書に添付された見積明細書記載の単価に、見積金額に対する契約金額の割合を乗じた額）を基準にして精算を行う。
- (2) 精算条件が一式無増減の場合は、精算を行わないものとする。下請負人の積算ミス等があった場合でも同様とする。但し、元請負人が提示した設計図書等に追加・変更があった場合は、(3) に準じて追加・変更分について精算を行う。
- (3) 精算条件が実測の場合は、工事の追加・変更により実際に工事の完成に要した項目（以下「施工項目」という。）の数量に契約単価を乗じた額をもって精算する。契約単価がない場合は、以下の例による。
 - ①施工項目が、契約単価のある項目（以下「契約項目」という。）と品質・性能が同じで型状・寸法が異なるときは、当該契約単価に型状・寸法の変更による数量の増減の割合を乗じた額を基準として精算する。
 - ②施工項目と品質・性能が同じ契約項目がないときは、品質または性能が類似する契約項目の契約単価を基準として前号の例により精算する。
 - ③前2号のいずれにも該当しないときは、両者協議して定めた額をもって精算する。

3 0. 瑕疵補修

- (1) 元請負人は、工事目的物の瑕疵に関し、下請負人に補修及び損害の賠償を請求することができる。
- (2) 元請負人、発注者または発注者その他の者から工事目的物を譲り受けた者が瑕疵担保期間内に指摘した工事目的物の不具合であって元請負人が瑕疵と認めたものは工事目的物の瑕疵と推定する。

3 1. 補修

- (1) 下請負人は、元請負人が指示する補修を速やかに行うものとし、その費用は、両者協議する。ただし、瑕疵担保期間内における瑕疵の補修は、下請負人の負担とする。
- (2) 下請負人は、竣工後におけるクレーム、不具合に関し、元請負人の補修等の要請があった場合、協力するものとする。その費用は、両者協議する。

3 2. 損害保険

下請負人が作業所内に保有する資機材の損害保険は、下請負人が任意に加入するものとし、その費用は、下請負人の負担とする。

3 3. 通勤車輛

- (1) 下請負人の通勤車輛の駐車場は、元請負人の指示による。その費用は、両者協議する。
- (2) 下請負人の通勤車輛の管理は、すべて下請負人の責任において行う。
- (3) 下請負人は、道路交通法及び関連法令を遵守する。また、下請負人の交通災害に関しては、下請負人の責任において解決する。

3 4. 電力・用水

作業所内で使用する工事施工用の電力、用水は、両者協議する。

3 5. 事務所・宿舍

- (1) 下請負人は、事務所及び宿舍等を必要とする場合、元請負人に申し入れし、両者協議する。
- (2) 下請負人の事務所及び宿舍等の電気料、電話料、水道料、燃料、汲取料及び備品等は、下請負人の負担とする。

3 6. 建設業退職金共済制度

下請負人は、建設業退職金共済制度に加入している場合、工事に先立ち元請負人に申し出る。

3 7. 災害防止協力会・労災共済会

- (1) 下請負人は、工事の施工にあたり、戸田道路株式会社災害防止協力会に入会するものとし、協力会社安全衛生管理規則に記載されている事項により災害防止に努める。
- (2) 下請負人は、当会の規約を遵守し、所定の会費を納付する。

3 8. 再下請負回数

- (1) 下請負人が工事の全部または一部を第三者に請け負わせる場合の再下請負回数は、下請負人を一次下請負人として原則三次下請負人以内で請け負わせることとし、予定する施工体制を施工体系図の記載のうえ別途提出のこと。ただし、特別の理由により下請負回数が3次を超える場合は、元請負人が定めた方法により事前に元請負人の承認を得ることとする。

3 9. 補則

- (1) 契約は、元請負人の提示する工事下請契約約款に基づいて行う。
- (2) 工事中に生じた疑義は、必要に応じて工事下請契約約款に基づき、両者協議する。
- (3) この見積要項に定めなき事項は、両者協議する。

〔2〕物品の納入

1. 目的

この協力会社標準見積要項（以下「見積要項」という）は、戸田道路株式会社（以下「甲」という）が注文する物品の納入に関し、見積提出者（以下「乙」という）の見積条件を示す。

2. 見積り

乙は、甲の図面、仕様書、施工計画書、組立図、関連する法規、ISO 要求事項、見積書及び見積条件書に記載されている事項の他、この見積要項に従って見積りを行う。

3. 作業所打合せ・現地調査

- 乙は、見積りに際して、甲の作業所長または担当者との打合せを行い、製品に関する要求事項を確認する。
- 乙は、第2項（見積り）に記載の有無に拘らず確認できない事項は自ら現地を調査する。

4. 材料承認及び見本提出

- 乙が納入する物品は、甲の注文要求事項に適合した品質、性能及び形状寸法のものとする。
- 乙は、事前に材料承認願いを提出し、甲の作業所長の承認を受ける。また、必要に応じて見本品を提出する。

5. 物品の検査・試験

- 甲は、乙の工場等における検査、試験を実施する場合、特記する。
- 乙は、検査、試験の要領を甲に提出し、作業所長の承認を受ける。
- 乙は、承認を受けた要領に従い検査、試験を実施し、その記録を甲に提出する。その費用は、乙の負担とする。
- 乙は、検査、試験に合格後、甲の指示により物品を出荷する。
- 乙は、物品の納入に際し、甲に納品書を提出してその受入検査を受ける。

6. 物品の納入

- 乙は、納入する物品の梱包材を必要最小限のものとする。
- 乙は、事前に搬入経路、荷卸し場所、納期及び分納数量等について甲と打合せを行い、その指示に従う。
- 納入する物品の、指定場所までの運搬、荷卸し、仕分け、整理は、特記なき限り、乙の負担とする。
- 納入する物品が車上渡しの場合、見積書に明記する。

7. 不適合製品の管理

乙は、受入検査等の結果、物品の不適合が発見された場合、甲の指示により処置する。その費用は、甲乙協議する。

8. 立替

甲は、乙の納品に際し、必要な費用を立替える場合、原則として事前に乙に報告し、支払金で相殺する。

9. 遅延

乙の責に帰する理由により、納期内に納品することができない場合は、甲に生じた損害は、乙の負担とする。

10. 精算

- 精算は、特記なき限り契約単価を基準として行う。
- 精算条件は実数とし、実際に納入した物品の品目（以下「納入品目」という。）の数量に契約単価を乗じた額をもって精算する。契約単価がない場合は、以下の例による。
 - 納入品目が、契約単価のある品目（以下「契約品目」という。）と品質・性能が同じで型状・寸法が異なるときは、当該契約単価に型状・寸法の変更による数量の増減の割合を乗じた額を基準として精算する。
 - 納入品目と品質・性能が同じ契約品目でないときは、品質または性能が類似する契約品目の契約単価を基準として前号の例により精算する。
 - 前2号のいずれにも該当しないときは、甲乙協議して定めた額をもって精算する。

11. 瑕疵

- 甲は、物品の瑕疵に関し、乙に補修及び損害の賠償を請求することができる。
- 瑕疵の期間は、発注者から瑕疵の条件が付いている場合、その期間を適用する。

12. 補則

- 契約は、甲の提示する物品売買契約約款に基づいて行う。
- この見積要項に定めなき事項は、甲乙協議する。
- 甲の定める「調達方針」については、甲のホームページにて確認することができる。

〔3〕下請契約の具体的内容

1. 目的

この協力会社標準見積要項（以下「見積要項」という）は、戸田道路株式会社（以下「元請負人」という）と見積提出者（以下「下請負人」という）との請負契約に関する具体的内容を示す。（元請負人と下請負人を合わせて以下両者という。）

2. 工事内容

以下に示す工事内容については、見積書・見積もり条件書に記載された内容及び設計図面、作業工程表等の作業所長より提示された最新の内容により見積りを行う。

- ①工事名称
- ②施工場所
- ③設計図書
- ④下請工事の責任施工範囲
- ⑤下請工事の工程及び下請工事を含む工事の全体工程
- ⑥見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項
- ⑦施工環境、施工制約内容に関する事項
- ⑧材料費、労働災害防止対策、産業廃棄物処理等に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項

3. 工事着手の時期及び工事完成の時期

工事着手の時期及び工事完成の時期は見積書に提示する。

4. 請負代金の支払

請負代金の支払条件は、毎月10日締切り、出来高部分又は納入済み部分の代金相当額の90%を、翌月10日支払い、完了の上残高を支払う。但し、現金と手形の割合については、労務比相当分を現金にて支払うものとする。

5. 当事者の一方からの申出による変更

- 元請負人は、必要があると認めるときは、書面をもって下請負人に通知し、工事内容を変更し、追加し、または工事の全部もしくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要と認められるときは、見積要項にしたがい、両者協議して工期または請負代金額を変更する。
- 下請負人は、天候の不良等その責に帰することができない理由その他の正当な理由により、工期内に工事を完成することができないときは、元請負人に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、両者協議して定める。
- 第2項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、両者協議して請負代金額を変更する。
- 元請負人は、工期を変更する必要があるときは、下請負人に対して書面をもって工期の変更を求めることができる。この場合における変更日数は、両者協議して定める。
- この要綱の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、両者協議のうえ通常必要とされる工期の延長を行わないことができる。
- 第4項、5項の場合において、必要があると認められるときは、両者協議して請負代金額を変更する。

6. 天災その他不可抗力による損害

- 天災その他不可抗力によって、作業所長の確認した工事の出来形部分、現場の工事仮設物、現場に搬入した工事材料または建設機械器具に損害を生じたときは、両者協議して重大な損害と認め、かつ、下請負人が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、元請負人がこれを負担するものとし、その負担額については引取、あと片付けに要する費用とともに、両者協議して定める。
- 火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、第1項の損害額からこれを控除する。

7. 賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更

- 工期内に賃金または物価の変動により請負代金額が著しく不適当となり、これを変更する必要があると認められるときは、両者協議して請負代金額を変更することができる。
- 元請契約において、当該工事を含む元請工事の部分について、賃金または物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、元請負人または下請負人は、相手方に対し、前項の協議を求めることができる。

8. 第三者に及ぼした損害

- (1) 施工について第三者（関連工事の請負人等を含む。以下本条において同じ。）に損害を及ぼしたときは、下請負人がその損害を負担する。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものおよび施工に伴い通常避けることができない事象により生じたものについては、この限りでない。
- (2) 前項の場合その他施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、両者協力してその処理解決にあたる。

9. 支給材及び貸与品

[1] 工事の施工の第14項、第16項による。

10. 完成検査

- (1) 下請負人は、工事を完成したときは、元請負人に通知するものとし、元請負人は、下請負人の立会のもとに遅滞なく完成確認の検査を行う。
- (2) 前項の検査に合格しないときは、下請負人は、遅滞なくこれを修補して元請負人の検査を受ける。

11. 完成時の支払

- (1) 下請負人は、工事が第10項（完成検査）の検査に合格したときは、請負代金全額の支払を請求することができる。ただし、引渡を要する工事にあつては引渡の時とする。
- (2) 元請負人は、前項の定めによる請求を受けたときは、注文書、請書に定めるところにより請負代金の支払を完了する。

12. 瑕疵担保

- (1) 元請負人は、工事目的物の瑕疵について、下請負人に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、または修補に代え、もしくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつその修補に過分の費用を要するときおよび瑕疵担保期間を経過したときは、元請負人は、修補を請求することができない。
- (2) 前項の規定による瑕疵の修補または損害賠償を請求することができる期間は、元請契約における瑕疵担保期間とする。ただし、その瑕疵が下請負人の故意または重大な過失によって生じた場合は、当該請求をすることのできる期間は10年とする。
- (3) 工事目的物が第1項の瑕疵により滅失またはき損したときは、元請負人は、第2項に定める期間内で、かつ、元請負人がその滅失またはき損を知った日から6か月以内に限り第1項の権利を行使することができる。
- (4) 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質または元請負人もしくは作業所長の指示等により生じたものであるときは、これを適用しない。
- (5) 元請負人、発注者または発注者その他の者から工事目的物を譲り受けた者が瑕疵担保期間内に指摘した工事目的物の不具合であつて、元請負人が瑕疵と認めたものは工事目的物の瑕疵と推定する。

13. 履行遅滞の場合における損害金

- (1) 下請負人の責に帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、元請負人は、下請負人から損害金を徴収して工期を延長することができる。この場合における損害金の額は、両者協議して定める。
- (2) 元請負人の責に帰すべき理由により、請負代金の支払が遅れた場合においては、下請負人は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、“政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条”に定める割合（下請負人が特定建設業者または資本金が建設業法第24条の5第1項の金額以上の法人でない場合は、建設業法第24条の5第4項に定める割合）で計算した額の遅延利息の支払を元請負人に請求することができる。

14. 紛争の解決

この約款の各条項において両者協議して定めるものにつき協議がととのわない場合、その他の契約に関して両者間に紛争を生じた場合には、元請負人または下請負人は、当事者の双方の合意により選定した第三者または建設業法による中央建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせんまたは調停により解決を図る。